

「漁港市場整備に係る補助金返還について」に係る
国家戦略特区ワーキンググループからの指摘・確認事項（回答）

平成 28 年 1 月 26 日
農 林 水 産 省

以下の指摘・確認事項について、回答いたします。

（指摘・確認事項）

1. 補助金の返還に係る基準について、「社会経済情勢の変化への対応」（「産業構造の変化」「自己の責に帰さない）の判断基準を具体的かつ明確に提示すること。
2. また、その判断基準に適合する（しない）と判断した具体の事例を示すこと。

（指摘・確認事項に対する回答）

1. 農林水産省の「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」（平成 20 年 5 月 23 日農林水産省大臣官房経理課長通知）は、平成 19 年 11 月 16 日の地方分権改革推進委員会「中間的な取りまとめ」を踏まえたものであることから、その趣旨を踏まえ、地域の創意工夫の尊重を第一としつつ、補助目的の達成や補助対象財産の適正な使用にも留意して運用することが求められる。【参考資料 1 「中間的な取りまとめ」添付】

「近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化」自体は様々なケースが想定されることから、あらかじめ規定することは困難であるが、一方で、補助目的の達成や補助対象財産の適正な使用の確保の観点からは、補助金を返還させないことについて国民（納税者）の理解が得られるよう、事業者に帰責できない状況変化であることが求められる。

以上を整理すると、「過去（補助事業導入時）と現時点（補助金返還等に関する判断時）との間の社会経済情勢の変化が、事業者として見通し難く、かつ、対応し難いものとして生じており、これへの対応を図るためであること」を具体的な判断基準とすることが適当と考えているところ。

加えて、同基準が地域の創意工夫を尊重するために制定されたとの経緯を踏まえると、「取壊し等の後の跡地が、社会経済情勢の変化から生ずる当該地域の課題の解決を図るために活用されるものとなっている」のであれば、それも判断材料として加味することが適当と考えているところ。

2. これまでの運用を踏まえると、具体的には、次のケースにおいて補助金返還免除が承認されている。これらは、いずれも 1 の考え方に沿っているところ。【参考資料 2 添付】
 - ① 技術開発の急速な進展によって補助事業導入時の技術が陳腐化し、代替技術での対応が合理的となったケース
 - ② 補助事業導入後に発生した災害を契機として耐震基準の改定が行われ、現行施設の維持が困難となったケース
 - ③ 財政の急速な悪化により地方公共団体全体の行財政改革が行われる中で、当該施設の廃止が提言されたケース
 - ④ 事業者として見通し難く、かつ、対応し難い状況変化を踏まえて、より上位・広範な内容を定めた計画が策定される中で、取壊し後の跡地について地域活性化等の観点から活用されるべきことが位置づけられたケース

○ 「中間的な取りまとめ」 地方分権改革推進委員会 平成19年11月16日 (抄)

5 税財政

(4) 国庫補助負担金改革

② 補助対象財産の転用等

国庫補助事業等の補助対象財産の財産処分（補助目的外への転用、譲渡、取壊し等）に対する制限をめぐっては、これまでの審議過程において、地方からさまざまな支障事例が示されるなど、改善を求める声は強い。

補助金適正化法は、補助対象財産について処分制限期間（注）を経過していない場合でも、各府省の長の承認がある場合には財産処分を容認しており、これにもとづいて承認基準の弾力化や手続の簡素化が進められてきている。

しかしながら、当委員会の調査結果によると、事後の報告・届出等をもって承認があったものとみなす取扱いの適用にばらつきがあり、また、転用・譲渡等における用途や相手先が強く制限されるなど、措置状況は十分とはいえない。

（注）処分制限期間を経過すると、国の承認の有無にかかわらず、財産処分が可能となる。

経済社会情勢の変化や地域活性化の観点等を踏まえた地域の創意工夫に対応するため、また既存ストックの効率的な活用のためにも、財産処分に対する制限は、補助目的の達成や補助対象財産の適正な使用を確保するうえで必要最小限にとどめるように改め、また、手続の簡素化をはかるべきである。このため、以下の措置を講じる必要がある。

ア 各府省においては、以下を前提として、財産処分の承認基準をできるだけ具体的で分かりやすい形で定めるとともに、地方自治体及び地方支分部局に対する周知・情報提供を確実に実施すべきである。

- ・ 一定期間（注）経過後の財産処分については、事後の届出・報告等をもって国の承認があったものとみなし、国庫納付を求めないことを原則とする。

その際、転用・譲渡等における用途や相手先については、差別的な取扱いをしないことを原則とする。

なお、補助目的の達成や補助対象財産の適正な使用を確保する観点から、有償の譲渡・貸付の場合や、国庫補助金等を受けて同種施設を整備する場合には国庫納付を求めるなど、必要最小限の条件を付すことができるものとする。

（注）前述の調査結果によると、10年、処分制限期間等の5分の1といった期間を定めている例が見られる。

- ・ 一定期間経過前であっても、災害による財産の損壊等、補助事業者の責に帰することのできない事由による財産処分や、市町村合併、地域再生といった施策に伴う統廃合等の財産処分については、特に十分配慮する。

イ 各府省が定める処分制限期間についても、補助目的を十分に勘案し、さらなる短縮化を検討すべきである。

補助対象財産の処分承認基準4条の適用事例(水産庁所管分:目的外使用(取り壊し))

年度	処分対象事業名、施設	処 分 内 容	備 考
20	事業名: 平成3年度水産物中核流通加工施設整備事業 施設: 公害防止施設(地域水産廃棄物処理施設)	<ul style="list-style-type: none"> ・町が事業実施主体となり、ホタテ加工残渣(ウロ等)の乾燥焼却施設として整備。 ・その後、ホタテ加工残渣の堆肥化するための処理技術が確立され、町内の民間施設により安定的に低コストでの処理が可能になった。 ・このような情勢変化を踏まえて事業を廃止し、目的外使用(取り壊し)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ホタテ加工残渣物の堆肥化処理を民間へ移行することにより、資源の有効活用、処理コストの低減等、水産業の効率的な経営及び地域活性化を図る。 ・跡地については、災害時などの緊急資材置場等を整備。
20	事業名: 昭和51～53年度栽培漁業振興施設整備事業 施設: 種苗生産施設(親魚池、飼育池、作業棟、ポンプ室等)	<ul style="list-style-type: none"> ・県が事業実施主体となり、県栽培漁業センターとして主要対象魚種(マダイ、クルマエビ、アワビ等)の生産を担う施設を整備。 ・その後、漁協の経営悪化等による種苗購入能力の低下、地震災害による地盤沈下や飼育池の被害等安全性の確保にも問題が発生。 ・このような情勢変化を踏まえて事業を廃止し、目的外使用(取り壊し)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・当該施設の種苗生産は、県内の他施設や民間施設を活用することにより集約化。
22	事業名: 昭和51～53年度栽培漁業振興施設整備事業 昭和57～58年度栽培漁業振興施設整備事業 施設: 種苗生産施設(アワビ棟、魚類棟、親魚水槽、ろ過棟等) 管理運営施設(管理棟、機械棟等)	<ul style="list-style-type: none"> ・県が事業実施主体となり、県栽培漁業センターとして主要栽培対象種(ヒラメ、イサキ、アワビ類)の生産を担う施設を整備。 ・その後、県により、近い将来、発生が予想されている東南海・南海大地震等の大地震に備えるため、「県有施設の耐震診断の実施方針」が策定され、当該施設には「要改修」の診断結果。 ・老朽化、耐震性の問題等を踏まえて事業を廃止し、目的外使用(取り壊し)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・当該施設の種苗生産は、県内の他施設へ集約化。 ・跡地については、地域活性化を図るための海洋性リクリエーション施設等を整備。
22	事業名: 昭和49年度栽培漁業振興施設整備事業 施設: 監視舎	<ul style="list-style-type: none"> ・県が事業実施主体となり、県栽培漁業センターが行う種苗生産業務に係る飼育監視のための施設を整備。 ・その後、施設全般の老朽化が進む中で、安定的な種苗生産に支障をきたしている施設の大規模改修工事の一環として種苗生産に係る海水供給施設(ろ過施設)の整備を計画。 ・当該海水供給施設の整備にあたり、コスト削減、敷地面積の確保等の条件により、本施設の跡地利用が最適であることから、事業を廃止し、目的外使用(取り壊し)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・当該施設の飼育監視業務は、他の施設を利用。 ・跡地については、海水供給施設を整備。

年度	処分対象事業名、施設	処分内容	備考
24	事業名： ・昭和45～51年度栽培漁業振興施設整備事業 ・昭和54～57年度栽培漁業振興施設整備事業 ・平成11年度水産業振興総合対策施設整備事業 施設： 種苗生産施設(飼育棟、飼育池、屋外水槽等)	<ul style="list-style-type: none"> ・県が事業実施主体となり、県水産試験場分場として主要栽培対象種(マダイ、クロダイ、アカガイ等)の生産を担う施設を整備。 ・その後、県により、厳しい財政状況の中で、県民が必要とする行政サービスを維持確保するため、「行財政改革大綱」が策定され、その中で「水産種苗生産体制の見直し」が盛り込まれ、事業所の集約を計画。 ・このような情勢変化を踏まえて事業を廃止し、目的外使用(取り壊し)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・当該施設の種苗生産は、県内の他施設へ集約化。 ・跡地については、地域活性化を図るための海洋性リクリエーション施設等を整備。
24	事業名： 昭和52年度水産物流通加工センター形成事業 施設： 製氷貯水施設	<ul style="list-style-type: none"> ・市が事業実施主体となり、水産物産地流通基地としての機能整備、流通加工の合理化及び近代化のため、他の施設等と併せて製氷貯水施設を整備。 ・その後、市により、賑わいあふれる地域のシンボリック交流空間の創出による地域活性化を目指す振興ビジョン等において、老朽化した施設に代わる水産物取扱施設を整備することを計画。 ・当該施設は、交流空間の創出による地域活性化のために跡地を利用することとし、事業を廃止し、目的外使用(取り壊し)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・当該施設の機能は、漁協が整備する水産物取扱施設と併せて整備。 ・跡地については、地域活性化を図るための農林水産物処理加工施設、漁港施設内道路を整備。
25	事業名： 昭和62年度新沿岸漁業構造改善事業(前期対策) 地域沿岸漁業構造改善事業 漁村環境施設整備事業 施設： 漁村広場施設	<ul style="list-style-type: none"> ・市が事業実施主体となり、漁村の環境条件を改善し地域住民の交流等を図るために漁村広場施設を整備。 ・その後、少子高齢化等により、これまでの地域コミュニティでは解決できない問題も生まれている中で、新しい校区(注：小学校のエリア)コミュニティの創出を目指し、市により、校区民主体の地域づくりや地域課題の解決に向けた生涯学習施設の拠点施設整備のための「コミュニティセンター基本計画」が策定され、当該施設の広場を候補地として計画。 ・当該施設は、地域活性化のために跡地を利用することとし、事業を廃止し、目的外使用(取り壊し)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・当該施設の機能は、小学校の運動場や近くの公園が担うことで、受益者である地元住民も了承。 ・跡地については、地域づくりや地域の課題解決、災害時の避難場所としての校区コミュニティセンターを整備。